

湘南ダイレクトサービス基本規定

【湘南しんきんインターネットバンキングサービス・湘南しんきんモバイルバンキングサービス利用規定】

第1条 湘南しんきんインターネットバンキングサービス／モバイルバンキングサービス

1. (湘南しんきんインターネットバンキングサービス／モバイルバンキングサービスとは)

「湘南しんきんインターネットバンキングサービス・モバイルバンキングサービス」(以下「本サービス」といいます)は、本サービスの契約者ご本人(以下「契約者」といいます)からのパーソナルコンピューター・本サービス対応携帯電話等(以下「端末」といいます)を用いた依頼により、当金庫所定の取引を行なうサービスをいいます。

- (1) 口座情報の提供・・・口座残高・入出金明細照会・取引履歴照会
- (2) 資金移動取引・・・振替・振込
- (3) 払込み・・・・・・・・税金・各種料金の払込み
- (4) 諸届・・・・・・・・届出住所の変更

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。

2. (利用資格者)

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を、本サービスの利用資格者としします。(屋号・肩書き付き名義の口座および事業性資金の口座などは除きます)本サービスの利用にあたっては、「湘南テレホンバンキングサービス」のご契約が必要となります。(同時申込可)また、取引によっては未成年のお客さまはご利用いただけない場合があります。なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID(利用者番号)または各種パスワードの不正使用・誤使用等によるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

3. (契約の成立)

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約(以下「本契約」といいます)は、当金庫所定の方法によるお客様の申込に基づき、当金庫が申込を適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

4. (使用できる端末)

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限りします。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

5. (本サービスの取扱時間)

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。

6. (手数料等)

- (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料(以下「利用手数料」といいます)および消費税をいただく場合があります。この場合、当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出いただく「代表口座」(以下「代表口座」といいます)から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類のものに限るものとします。
- (2) 前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

第2条 本人確認

1. (本人確認の手段)

お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等(以下「番号等」といいます)と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとなります。

2. (利用登録用パスワードの届出)

利用登録用パスワード(取引暗証番号)は、お客様が指定するものとし、お客様から当金庫所定の書面により当金庫に届け出るものとします。

3. (お客様カードの送付)

当金庫は、契約者ID(利用者番号)および確認用パスワード(確認番号)を記載したお客様カードを、お客様の

届出住所に送付するものとします。

4. (ログインパスワードの登録・変更)

- (1) お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを登録します。なお、ログインパスワード登録時における本人確認方法は、次に定めるとおりとします。
 - ① お客様が指定した利用登録用パスワード（取引暗証番号）、お客様カードに記載された契約者ID（利用者番号）および確認用パスワード（確認番号）を端末からお客様自身が入力します。
 - ② 当金庫は、お客様が入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。
- (2) ログインパスワードの変更も上記の方法により、行うものとします。

5. (本人確認手続き)

- (1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。
 - ① 番号等を端末の画面上でお客様自身が入力します。
 - ② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されている番号等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。
 - a. お客様の有効な意思による申込みであること。
 - b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

6. (お客様カードの取扱い)

- (1) お客様カードは、お客様ご本人が保管してください。第三者への譲渡・貸与はできません。当金庫から請求があった場合は、お客様はすみやかにお客様カードを返却するものとします。
- (2) お客様がお客様カードを紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、第18条に定める場合を除き、責任を負いません。なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者ID(利用者番号)、確認用パスワードが変更となります)
- (3) 前号のお客様カードを失った旨の届出については、電話によることができます。この場合、当金庫は前号と同様に取扱いします。

7. (番号等の管理)

- (1) 番号等は、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続を行ってください。
- (2) 番号等につき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。
- (3) 本サービスの利用について、誤った番号等の入力当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、次の方法により再開手続をとってください。
 - ① ログインパスワード相違に伴う再開手続は、第2条4項と同じ操作により、ログインパスワードを変更してください。
 - ② 確認用パスワード相違による再開手続は当金庫に連絡のうえ、所定の手続を行ってください。

第3条 取引の依頼

1. (サービス利用口座の届出)

- (1) お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- (2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の方法により届け出てください。
- (3) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

2. (取引の依頼方法)

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認が終了した後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

3. (取引依頼の確定)

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消し、変更はできないものとします。

第4条 ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時にお客様が設定した金額とします。なお、1日あたりのご利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第5条 資金移動取引

1. (取引の内容)

- (1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客様の指定する金額を引き落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引を行います。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。
- (2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。
- (3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- (4) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。
- (5) 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。
 - ① 振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税との合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ お客様から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
 - ⑤ 入金指定口座が解約済等の理由で入金できないとき。
 - ⑥ その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。
- (6) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

2. (指定日)

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います。入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたる等の理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

3. (依頼内容の変更・組戻し)

- (1) 振込において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続きにより取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻手続により取り扱います。
 - ① お客様の依頼した振込取引について、当金庫がやむを得ないものとして認めて、その依頼内容を訂正する場

合には、お客様が「湘南しんきんテレホンサービスセンター」へ依頼するものとし、本サービス所定の方法で本人確認をしたうえで手続きを行います。

- ② 当金庫は、その依頼にしたがって訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻手続により取り扱います。
 - ① お客様の依頼した振込取引について、当金庫がやむを得ないものとして認めて、その依頼内容の確定後にその依頼を組戻す場合には、お客様が「湘南しんきんテレホンサービスセンター」へ依頼するものとし、本サービス所定の方法で本人確認をしたうえで手続きを行います。
 - ② 当金庫は、その依頼にしたがって組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しにより振込先金融機関から返却された資金は、支払指定口座に入金します。
- (3) 前2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、原則訂正または組戻しができません。この場合には、お客様と受取人との間で協議してください。
- (4) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
- (5) 本項に定める依頼内容の訂正・組戻手続を行った場合、第1条第6項第2号の振込手数料は返還しません。
- (6) 組戻手続を行った場合は、支払い指定口座より当金庫所定の組戻手数料および消費税をお支払いいただきます。

第6条 照会サービス

1. (取引の内容)

お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報および当金庫が定める各種取引の内容を照会することができます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限ります。

2. (照会後の取消し、変更)

お客様からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消しを行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条 住所等変更サービス

お客様が当金庫に届出を行っている事項のうち、住所等の当金庫所定の事項について、お客様の指定する内容への変更を行うことができます。ただし、当座勘定、外国為替、融資、出資、非課税貯蓄申告書等を提出する取引を利用している場合は、住所変更は取り扱いません。

第8条 税金・各種料金払込みサービス

1. (取引の内容)

- (1) 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy (ペイジー)」(以下「料金払込みサービス」といいます)とは、当金庫所定の収納機関(以下「収納機関」といいます)に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引き落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払込むことができるサービスをいいます。
- (2) 料金払込みサービス1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条における振込と同様の取扱いとします。
- (4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。
- (5) 当金庫は、お客様に対し払込みに係る領収書を発行いたしません。
- (6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。
- (7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更等により、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

2. (利用の停止・取消し等)

- (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
- (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。
- (3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

第9条 資金移動ロック取引

1. (取引の内容)

- (1) 当金庫所定の方法によるお客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピューターを用いた資金移動および料金払込みサービス(以下「資金移動等」といいます)の利用を停止するために「ロ

ック実行」を設定し、または利用停止を解除するために「一時ロック解除」または「解除ロック」を設定することができます。

- (2) 本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピューターを用いた資金移動等の利用を停止します。
- (3) 本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、資金移動等の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または資金移動等を完了することにより、自動的に停止状態に設定し、資金移動等の利用を停止します。

2. (障害時の対応)

当金庫は、通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、資金移動等を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断によりお客様は設定した「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。

第10条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。ただし、届出事項のうち、第7条に定める住所等の当金庫所定の事項の変更については、お客様の端末による依頼に基づき、その届出を受け付けます。

第11条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第12条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様等によりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

第13条 免責事項

1. (免責事項)

次のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

2. (通信経路における安全対策)

お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. (端末の障害)

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。

当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

4. (送付上の事故)

当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等当金庫の責めにやらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

第14条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

1. (補償の要件)

お客様の番号等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) お客様が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客様から十分なお説明をいただいていること。
- (3) お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

2. (補償対象額)

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします)前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補償対象額」といいます)を補償するものとします。ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客様に重大な過失、または過失がある等の場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

3. (適用の制限)

前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、お客様の番号等の盗取等(当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. (補償の制限)

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ① お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - ② お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。

5. (既に払戻し等を受けている場合の取扱い)

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6. (当金庫が補償を行った場合の取扱い)

当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第15条 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第16条 解約等

1. (都合解約)

本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。

2. (代表口座の解約)

代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。

3. (サービスの強制解約)

お客様に下記の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。

- (1) 支払停止または破産手続開始もしくは続開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 住所変更の届出を怠る等、契約者の責に帰すべき事由によって、当金庫において契約者の所在が不明となったとき。
- (4) 当金庫に支払うべき本サービスに関する手数料の未払いが生じたとき。
- (5) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (6) 相続の開始があったとき。
- (7) 当金庫から郵送する「お客様カード」等が郵送不能、郵便不着、受取拒否等で返却されたとき。
- (8) 番号等の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。
- (9) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (10) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されるおそれがあると当金庫が判断したとき。
- (11) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

4. (解約後の処理)

契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様の番号等は、すべて無効となります。

5. (お客様による取引の中止)

お客様は、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止（以下「I B取引中止」といいます）することができます。I B取引中止をした場合は次のとおり取り扱います。なお、I B取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失わないものとします。

- (1) I B取引中止後は、お客様は本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。
- (2) 本サービスを再開する場合は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。
- (3) I B取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取り扱うものとします。

第17条 通知等の連絡先

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第18条 規定等の適用

本契約に定めない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定、各種ローン規定、カードローン規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第19条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ウェブサイトでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第20条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第21条 準拠法・管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第22条 譲渡・質入・貸与の禁止

本契約に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

第23条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以 上

湘南ダイレクトサービス基本規定

【ワンタイムパスワードサービス規定】

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます）とは、湘南ダイレクトサービスの利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、湘南ダイレクトサービスを契約のお客様に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. (ワンタイムパスワード生成・表示装置)

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます）が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があり、いずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。

(1) ハードウェアトークン

当金庫がお客様に交付する機器を利用する方式をいい、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2) ソフトウェアトークン

当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます）を利用する方式をいい、お客様はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. (利用申込及び利用開始)

(1) ハードウェアトークン

お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、まず、当金庫所定の方法により当金庫宛にお申込ください。お客様からの申込後、当金庫から申込時にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当金庫のウェブサイト上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「トークンID」および表示される「ワンタイムパスワード」、「確認用パスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、前記の登録画面において入力された「トークンID」、「ワンタイムパスワード」および「確認用パスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。

(2) ソフトウェアトークン

お客様は、本サービスを利用する端末にアプリをあらかじめダウンロードし、当金庫のウェブサイト上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークンID」、「ワンタイムパスワード」および「確認用パスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。入力された「トークンID」、「ワンタイムパスワード」および「確認用パスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。

3. (契約の成立)

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

1. 本サービスの利用開始後は、湘南ダイレクトサービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID（利用者番号）およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様は契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID（利用者番号）、お客様が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

2. 前項にかかわらず、契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて確認用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前項の認証のほか、当金庫が確認用パスワードを確認し、当

金庫が認識した確認用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの有効期限

1. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ハードウェアトークンの電池の残量が少なくなったまたはワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークン再発行の申込を行ってください。利用できなくなったハードウェアトークンはおお客様の責任において破壊のうえ破棄してください。
2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、お客様は既存のハードウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行った後、新しいハードウェアトークンで第3条の利用開始登録を行うものとします。
3. ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。
4. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

1. お客様は、トークンを失ったとき、トークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等を含むものとします）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。
2. 前項の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がトークンの再発行の依頼を受付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、お客様の届出住所に郵送します。
3. 前項によりトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条の利用開始登録を行うものとします。

第7条 利用料

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定のワンタイムパスワードサービス利用料（消費税を含みます。以下「本サービス利用料」といいます）をいただきます。
2. 当金庫は本サービス利用料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

第8条 免責事項等

1. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえお客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行を依頼するものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届出るものとします。
5. お客様の届出住所が不正確であるため、または、お客様が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、お客様は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。
6. ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
2. お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。

3. 前項にかかわらずお客様が相当期間、当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。
4. 第1項から第3項までの解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

第10条 譲渡、質入等の禁止等

お客様は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。お客様はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第11条 規定等の適用

本契約に定めのない事項については、湘南ダイレクトサービス基本規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以 上

湘南ダイレクトサービス基本規定 【湘南しんきんテレホンバンキングサービス規定】

第1条 湘南しんきんテレホンバンキングサービス

1. 「湘南しんきんテレホンバンキングサービス」(以下「本サービス」といいます)は電話を使用して、後記第6条から第9条に記載する項目のなかの、下記の照会や取引などを利用することができるサービスです。

- (1) 照会・・・口座残高、入出金明細の照会、振込依頼内容照会
- (2) 取引・・・振替・振込
- (3) 諸届・・・カードの紛失・盗難、その他事故届、住所変更
- (4) 相談・・・預金等に関する相談受付

本サービスの契約者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用してください。

なお、本サービスの契約者は、本規定およびその他の関連諸規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設している個人(屋号・肩書き付き名義の口座および事業性資金の口座などは除きます)のお客様に限り、また、取引によっては未成年のお客さまはご利用いただけない場合があります。

2. 本サービスを利用できる口座は、本サービス所定の書面(以下「本サービス申込書」といいます)により当金庫に届出た「申込代表口座」と「登録口座」とします。(以下申込代表口座と登録口座をあわせて「本サービス登録口座」といいます)また、本サービス登録口座は、名義・住所が同一の当金庫所定の種類の契約者本人口座とし、その数は30口座を上限とします。なお、本サービスの申込にあたっては必ず普通預金口座1口座を申込代表口座として届出てください。申込代表口座が解約された場合は本サービスの契約はすべて解約します。
3. 本サービス申込の際、本サービス登録口座の各々につき、本サービス申込書に押された印鑑の印影と該当口座の印鑑として届出されている印鑑の印影を相当の注意をもって当金庫が照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
4. 本サービスによる本サービス登録口座からの資金の引落しは、各種預金規定、各種カードローン契約規定にかかわらず、本規定に従って取扱います。
5. 本サービスの申込内容に変更がある場合は、本サービス申込書に変更の旨記入し、申込代表口座の印鑑を押して別途届出てください。その際、この本サービス申込書に押された印鑑の印影と申込代表口座の印鑑の印影を相当の注意をもって当金庫が照合し相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
6. 本サービスにおける「支払指定口座」、「入金指定口座」の定義は、以下の通りです。
 - (1) 「支払指定口座」(30口座まで)
本サービス利用時に、振込・振替資金等を引落とす預金口座として契約者が指定した本サービス登録口座。
 - (2) 「入金指定口座」(99口座まで)
本サービス利用時に、振替資金等を入金する預金口座として契約者が指定した本サービス登録口座。

第2条 取扱時間・取引限度額

1. 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。
2. 1契約者における1回あたりの取引金額は、当金庫所定の金額を限度とします。ただし、振込の1回あたり、および1日あたりの取引金額(振込手数料は含みません)は、あらかじめ契約者が振込先口座を当金庫に届出する方式(事前登録方式)、振込の依頼の都度振込先口座を契約者が指定する方式(都度指定方式)の各々について、当金庫所定の金額の範囲内で契約者が本サービス申込書に記入した金額を限度とします。なお、1日あたりの取引限度額の対象は、同一日に受け付けた取引とします。限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付ける義務を負いません。

第3条 本人確認

本サービス利用時の本人確認は、次の方法の他、当金庫の定める方法により行います。

1. 契約者は、当金庫に対し、本人確認のための「取引暗証番号」を本サービス申込書に記入し届出てください。
2. 当金庫は、本サービスの申込み受付後、契約者の「ご契約者番号」・「確認番号」等を記載した「お客様カード」を契約者に貸与するものとし、当金庫に届出の住所に郵送します。郵便不着・受取拒否等で契約者本人へお届けできない場合は、契約を解除することがあります。
3. 本サービスは、契約者本人が利用してください。「お客様カード」に記載した「ご契約者番号」・「確認番号」、契約者が届出た「取引暗証番号」は他人に教えたり、知られたりしないようにしてください。また、「お客様カード」は

紛失・盗難にあわないう、十分に注意して保管してください。

4. 本サービス利用時、当金庫は、契約者が電話で入力した「ご契約者番号」・「確認番号」と当金庫に登録されている「ご契約者番号」・「確認番号」の一致、および契約者が電話で入力した「取引暗証番号」と、本サービス申込書に記入した「取引暗証番号」の一致を確認します。なお、この確認以外で当金庫が「ご契約者番号」・「確認番号」・「取引暗証番号」をお尋ねすることはありません。
5. 契約者が、「取引暗証番号」を、当金庫所定の回数以上誤って入力したときは、当金庫は本サービスの取扱を中止します。

第4条 本サービスの依頼

1. 本サービスの依頼は、契約者が当金庫所定の電話番号に架電のうえ、本人確認の手続終了後に音声ガイドに従った番号の入力による指示、またはオペレーターに対する口頭による指示により行ってください。当金庫が契約者からの番号の入力による指示または口頭による指示の内容を復唱し、それに対して番号の入力による契約者の応諾の意思表示があった時点で本サービスの依頼を受付けたものとします。
2. 振込（後記第7条2.の翌営業日扱を含む）については振込資金等を支払指定口座から引落した時点で、振替については振替資金を支払指定口座から引落して入金指定口座への入金の処理が完了した時点で、その他については当金庫所定の方法で処理が完了した時点で、取引が成立したものとします。以下の場合を含め、処理ができなかった場合は、取引は成立しません。また、取引成立後の取消・変更はできません。
 - (1) 支払指定口座が解約されているとき。
 - (2) 振替を伴う取引において、入金指定口座が解約されているとき。
 - (3) 振込金額、振替金額等の取引金額、振込手数料、その他本サービスに関連して必要となる手数料の合計額が、支払指定口座から引落すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。以下、「支払可能金額」といいます)を超えるとき。
 - (4) 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払指定口座からの引落しを不相当と認めたとき。
3. 本サービスで取引が行われた場合は、当金庫に届出の住所へ取引結果通知を送付しますので、内容を確認してください。また、支払指定口座または入金指定口座が通帳の場合は、当金庫所定の方法で速やかに通帳記入を行ってください。万一、内容等に相違がある場合は、直ちにその旨を「湘南しんきんテレホンサービスセンター」へ連絡してください。
4. 契約者の電話による指示内容はすべて記録され、当金庫に相当期間保存されます。また、取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当金庫との間で疑義が生じたときは、当金庫の記録内容を正当なものとして取扱います。
5. 本サービス登録口座から同日に複数件の引落し（本サービス以外による引落しも含みます）をする場合に、その総額が支払指定口座より引落すことのできる支払可能金額を超えるとき、そのいずれを引落すかは当金庫の任意とします。

第5条 免責事項

1. 当金庫が前記第3条4.の確認をして取扱ったうえは、「ご契約者番号」・「確認番号」・「取引暗証番号」の不正使用、盗難その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。
2. 災害等による免責
次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (1) 天災・火災・騒乱、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
 - (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
 - (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

第6条 振替

1. 当金庫は、契約者の電話による依頼にもとづき、支払指定口座から契約者が指定した金額を引き落とし、入金指定口座に入金します。

第7条 振込

1. 当金庫は、契約者の電話による依頼にもとづき、支払指定口座から契約者が指定した金額を引落とし、契約者が指定した振込先の金融機関へ振込通知を発信します。
2. 当金庫所定の本サービス取扱時間内であっても、当金庫所定の時限以降に契約者からの振込依頼を受けた場合は、翌金庫営業日扱いとします。ただし、振込資金と振込手数料は、取引受付時に支払指定口座から引き落とします。
3. 前記第4条2.にかかわらず、本サービスで受けた振込の変更・組戻しは、契約者が「湘南しんきんテレホンサービスセンター」へ電話で依頼するものとし、本サービス所定の方法で本人確認をしたうえで手続きを行います。なお、組戻しにより振込先金融機関から返却された資金は、前項 1.の支払指定口座に入金します。

4. 組戻しについては、受付時に当金庫所定の組戻し手数料を、前項1. の支払指定口座から引落します。

第8条 住所変更

1. 当金庫は、契約者の電話による依頼にもとづき、当金庫に届出の住所を変更します。
2. 当座勘定、外国為替、融資、出資、非課税貯蓄申告書等を提出する取引を利用している場合は、住所変更は取り扱いません。
3. 本サービスは住所変更の受付から処理の完了まで当金庫所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条 口座残高・入金金明細照会・振込依頼照会

当金庫は、契約者の電話による依頼にもとづき、契約者が指定した本サービス登録口座について、残高、入金金明細、振込依頼を通知します。

第10条 通知・照会の連絡先

1. 本サービスの依頼内容に関し、当金庫より契約者に通知・照会する場合は、当庫に届出の住所、電話番号を連絡先とします。
2. 前項1. において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができない場合、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、住所、電話番号が変更となった場合は、直ちに当金庫所定の方法により本サービス登録口座のある当金庫本支店へ届出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第11条 「お客様カード」の紛失・盗難

1. 「お客様カード」の紛失または盗難があった場合は、直ちに本人から当金庫所定の書面により申込代表口座のある当金庫本支店へ届出てください。この届出を受けたときは直ちに本サービスの取扱を解約致します。なお、この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 本サービスの利用を再開する場合は、「お客様カード」を再発行せず、あらためて新規お申込みください

第12条 解約等

1. 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。そのときは、貸与している「お客様カード」を回収します。
2. 当金庫が解約の通知を当金庫に届出の住所にあてて発信した場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。当金庫が通常到達すべきときに到達したものとみなしたことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでも、契約者に事前に通知することなく、本契約を解約することができます。
 - (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
 - (2) 契約者が当金庫の取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの解約を必要とする相当の事情が生じた場合。
 - (3) 「お客様カード」が郵便不着、受取拒否等で返却された場合。
 - (4) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において契約者の所在が不明となったとき。
 - (5) 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続き開始の申立があったとき。
 - (6) 相続の開始があったとき。
4. 本サービス登録口座が解約された場合は、該当する口座に関する本サービスの契約は解約します。また、申込代表口座が解約された場合は、本サービスの契約はすべて解約します。
5. 本サービスの解約以前に受付けた依頼については、取引成立以前に解約が行われたとしても、前記第4条2. の取引不成立の場合を除き、有効とします。

第13条 手数料

1. 湘南しんきんテレホンバンキングサービス取引利用手数料は、別途定めるものとし当該手数料を当金庫所定の方法により申込代表口座より引き落とします。
2. 振込の実行にあたっては、当金庫所定の振込手数料を振込資金支払指定口座より引落します。
3. 組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻し手数料を振込資金支払指定口座より引落します。この場合、前項の振込手数料は返却いたしません。

第14条 海外からの利用

1. 契約者が居住地の変更などにより、海外に居住することとなった場合は、その間、本サービスの利用はできません。
2. 契約者が旅行、出張などで海外に一時滞在している時の利用については、その国の法令、事情、その他の事由により、本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。

第15条 規定等の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫の各種預金規定、振込規定、各種カードローン契約規定等の各約定・

規定により取扱います。

第16条 契約期間

この契約の当初契約期間は、「お客様カード」に記載されている発行日から1年間とし、契約者または当金庫から特に申し出のない限り契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第17条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ウェブサイトでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以 上